

釧路市要介護認定等に関する情報提供取扱要領

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 介護サービス計画作成等のための情報提供(第2条—第8条)

第3章 介護サービス計画作成等以外の目的による情報提供(第9条—第10条)

第4章 その他(第11条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）に係る個人情報の開示事務について必要な事項を定める。

第2章 介護サービス計画作成等のための情報提供

(介護サービス計画作成等の範囲)

第2条 介護保険要介護認定等申請書及び介護保険要介護認定等区分変更申請書（以下「認定等申請書」という。）の同意欄にある「介護サービス計画作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるとき」（以下「介護サービス計画作成等」という。）とは、次のことをいう。

- (1) 介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成
- (2) 総合事業における介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成
- (3) 地域ケア会議における個別事例の検討
- (4) 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における入所に関する検討のための委員会での特例入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定
- (5) 認知症高齢者の日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定
- (6) その他、介護保険事業の適切な運営のために必要があるとき

(介護サービス計画作成等に関する提供情報及び提供方法)

第3条 介護サービス計画作成等の目的で提供できる情報は、次に掲げる資料の写しとし、提供方法は原則交付とする。ただし、要介護認定等に係る情報の保存期間である5年を経過しているものについては提供できないものとする。

- (1) 認定調査票
- (2) 主治医意見書（主治医の同意があるものに限る。）

(3) 介護認定審査会資料

2 前項の資料のうち電磁的に記録されたものがある場合は、当該電磁的記録を用紙に出力したものを交付する。

(提供の申出ができる者)

第4条 前条による情報提供は、次に掲げる者からの申出によるものとする。

(1) 本人の居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書に記載されている居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター（介護予防支援事業者）

(2) 本人と介護保険に基づくサービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している事業者

(3) 本人の主治医意見書を作成した医師又は本人の認定調査に従事した調査員

(4) 本人又は本人の家族（第2条第4号に係る申出に限る。）

(5) その他、本人の介護サービス提供等に資すると市長が認める者

(提供の申出方法)

第5条 前条の者が情報提供の申出をしようとするときは、予め定めた提供日の原則1週間前までに次の各号に定める書類を提出する。ただし、申出の受理は、認定等申請書の同意欄に本人の署名がある場合に限る。

(1) 前条第1号及び第2号に規定する者は、介護サービス計画作成等に関する要介護認定情報提供申出書（要領様式第1号）（以下「申出書」という。）

(2) 前条第3号から第5号までに規定する者は、申出書及び申出者の身分証明書の写し（情報の提供）

第6条 前条の申出書を受理したときは、特段の事情がある場合を除き、申出に応じるものとし、介護サービス計画作成等に関する要介護認定情報提供回答書（要領様式第2号）を添えて提供する。

(費用負担)

第7条 前条の規定により情報を提供する場合は、資料代及び送付に要する費用を申出者に請求する。

2 前項による資料代は資料1枚につき10円とする。

(電話及び要介護認定進捗確認システムによる照会)

第8条 第4条に定める者又は医療機関から要介護認定等の進捗状況に係る電話照会があったときは、対象者の氏名及び生年月日、又は被保険者番号を確認した上で、対象者の

介護サービス提供等に資するものと判断できる場合に限り、電話照会に回答することができるものとする。

2 電話照会で回答できる情報は次のとおりとする。

- (1) 認定情報（被保険者番号、二次判定日、認定日、要介護度、認定有効期間）
- (2) 申請者の連絡先及び関係書類の送付先
- (3) 主治医意見書の記載医師及び医療機関並びに認定調査実施事業所
- (4) 居宅介護支援事業所
- (5) その他、対象者の介護サービス提供等に資するものと判断できるもの

3 第4条第1号及び第2号に定める者からの前項第1号に係る照会については、介護認定進捗確認システムに登録し、要介護認定の進捗状況を確認できるものとする。

第3章 介護サービス計画作成等以外の目的による情報提供

（介護サービス計画作成等以外の目的による提供情報及び提供方法）

第9条 介護サービス計画作成等以外の目的で提供できる情報は、依頼された情報が記載された資料の写し又は依頼された情報をまとめた任意の回答書によるものとする。ただし、要介護認定等に係る情報の保存期間である5年を経過しているものについては提供できないものとする。

2 前項のうち主治医意見書に係る情報の提供は、記載した主治医の同意を得るものとする（要領様式3号及び要領様式第4号）。ただし、記載した主治医の所在が不明など同意の確認が困難な場合は、主治医に代わり所在していた医療機関の同意を得ることで主治医の同意に代えるものとする。

3 提供情報のうち電磁的に記録されたものがある場合は、当該電磁的記録を用紙に出力したものを交付する。

（目的外利用及び外部提供）

第10条 個人情報の目的外利用又は介護サービス計画作成等以外の目的による外部提供の申請がある場合は、個人情報の保護に関する法律第69条の規定に基づき事務を執行する。

第4章 その他

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和２年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年１月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年９月１７日から施行する。